

令和7年2月4日から的大雪にかかる 《災害救援ローン》《災害救援住宅ローン》のお取扱いについて

令和7年2月4日から的大雪により被災された皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫ではこの度の災害を受け、その復興を目的に特別金利の「災害救援ローン」「災害救援住宅ローン」を次の通りお取扱いしますので、ご案内いたします。

被災された皆さまにおかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

[令和7年2月4日から的大雪にかかる災害救助法適用地域]

県	市区町村
福島県	会津若松市、喜多方市、南会津郡（檜枝岐村、只見町、南会津町、下郷町）、 耶麻郡（北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町）、河沼郡（会津坂下町、湯川村、柳津町）、 大沼郡（三島町、金山町、昭和村、会津美里町）、岩瀬郡（天栄村）
新潟県	長岡市、十日町、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

※2025年2月10日現在（最新の災害救助法の適用状況は内閣府防災情報のページをご覧ください）

商品の概要		
	災害救援ローン	災害救援住宅ローン
融資対象者	当金庫会員に所属されている方並びに当金庫管内に居住する勤労者の方	
融資限度額	生活資金 1,000万円以内	1億円以内
	住宅資金 2,000万円以内	
適用金利	固定金利 年1.00% (団体会員の方・団体会員以外の方)	固定金利選択型3年 年0.650% 固定金利選択型5年 年0.750% 固定金利選択型10年 年1.050% 全期間固定金利型 年1.550%
	※保証料を含んでおります。	※保証料は別途必要になります。
返済期間	生活資金 10年以内	固定金利選択型3年 固定金利選択型5年 40年以内 固定金利選択型10年
	住宅資金 25年以内	全期間固定金利型 35年以内
用途	生活資金 災害復旧に要する生活資金、災害時の当座の生活資金等 住宅資金 災害による住宅の建築・購入・改修費等	被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建築費・購入費等
担保	不要	必要
保証	保証協会の保証	保証協会の保証
確認書類	罹災証明書をご提出いただきます。	罹災証明書をご提出いただきます。
お取扱期間	2026年3月末日までの申込受付・実行分まで。	2026年3月末日までに申込受付、2027年3月末日までの実行分。

※上記内容は2月10日現在のものです。金利情勢の変動等により、お取扱期間中に適用金利を見直す場合があります。

※詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。